

愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議（第3回）議事録

日時 令和2年11月6日（金）
午後3時から午後4時45分まで
会場 愛知県庁本庁舎 正庁
欠席 須田委員・勝村委員

開会 高等学校教育課課長補佐
教育委員会挨拶 愛知県教育委員会教育長

座長挨拶 前回の会議で新しい制度の方向性について合意が得られた。その後、ワーキンググループでさらに議論を重ねてもらい、今後の課題を整理した資料と「まとめ」の文案を作成してもらった。飯島委員、澤田委員を始め、ワーキンググループの委員に感謝する。
中学生という発達途上にある子どもたちに、可能な限り良い入試制度を提供したいと思っている。もちろん、さまざまな立場の考えがあるので、一定のところで妥協点を見いだしていかなければならない。そのために、委員の皆さんの知見をお借りしたいので、本日も子どもたちのために十分な議論をお願いする。

副座長挨拶 本日はいろいろな意見を振り返る時間になると思う。今回の制度改善では多様性を重視しているが、その中でも軸となる、忘れてはいけないものがあると思うので、それを本日確認できるとよい。高等学校に進学する際、子どもたちはさまざまな選択肢の中から進路選択をする。それは中学校3年生になってから始まるのではなく、2年生や1年生から始まっている。入学者選抜は進路を選択する際の大切な制度である。子どもたちをはじめ多くの人にとって分かりやすく、納得できる制度になるとよい。

高等学校教育課課長補佐 これから先は座長に議事の進行をお願いする。

座長 次第に沿って進めていきたい。
前回の会議ではワーキンググループが作成した「改善に向けた具体案」の資料を用いて、「これまでどおり2校志願を可能とするか、あるいは1校志願とするか」、また、「学力検査を1回に減らすか、あるいは、これまでどおり2回とするか」など、全部で13の項目について検討し、新しい制度の具体的な方向性について合意を得ることができた。

本検討会議としては、前回の合意に基づいて「まとめ」の文案を固めれば、役割を果たすことができるとも言えるが、「まとめ」

は新しい制度の方向性、あるいは大枠を示すものであるので、新しい制度として実現していくためには、項目によっては今後さらなる検討が必要である。そして、次の段階の会議に適切に引き継ぐことが重要である。そこで、「制度化する上での課題を整理した資料」の作成をワーキンググループに依頼した。依頼したのは、学力検査を1回とすることで入試日程がどのようになるかが分かる資料と、外国人生徒等選抜を早期化したときの定時制前期選抜の日程との関係が分かる資料、一般選抜における校内順位の決定方法と新たに設ける特色選抜について具体的に詰めていかなければならないことを整理した資料である。

本日はまずそれらの資料を確認することから始めたい。その後、「検討会議のまとめ」の文案を検討する。

それでは、ワーキンググループリーダーの飯島委員から資料についての報告をお願いします。

飯島委員

「学力検査日以降の流れ（イメージ）」と題した資料3を見てほしい。左側は、「現行制度」の学力検査以降の日程イメージである。受検生は1日目にAグループの高校で学力検査を、2日目に同じくAグループの面接を受ける。3日目には急病などの理由で1日目に学力検査が受けられなかった受検生を対象とする追検査がある。4日目からはBグループの試験が始まり、Aグループと同様、学力検査、面接、追検査と続く。

Bグループの検査が行われている間に、先に学力検査を行ったAグループでは、採点をはじめとする成績処理や校内順位の決定などの選抜作業を行い、Bグループの方でも、追検査が終わると成績処理と校内順位の決定が行われる。ここままで8日間を要している。

その後、各高等学校が校内順位情報を県のコンピュータに登録し、合否判定が行われる。その結果が「合格候補者名簿」となり、各高等学校がそれをダウンロードした後、最終的な合格者の決定を行い、翌日、合格者発表となる。

続いて、右側の「新制度」である。受検生は1日目に学力検査を受ける。検査会場は、たとえば各受検生の第1志望校とすることが考えられる。一方、面接は、高等学校ごとに評価の基準が異なると考えられるので、1回にまとめることはせず、2日目にAグループの高等学校で、3日目にBグループの高等学校で受ける。なお、面接を行うかどうかは各高等学校の裁量である。そして4日目は、1日目に学力検査が受けられなかった受検生のための追検査となる。面接と並行して採点を進め、太枠で囲んだ5日目には、各高等学校から県のコンピュータへ受検生の得点データを登

録する。県のコンピュータでは、受検生の得点データを高等学校ごとにパッケージするような処理が行われると考えられる。新しいシステムとなった当初は、この日のうちに得点データを戻すことが難しいかもしれないので、続く6日目に、各高等学校が県のコンピュータから第1志望者と第2志望者を合わせた全員の得点データをダウンロードし、順位付けを行うための成績処理を行うことを想定している。そして、7日目に校内順位が決定される。それ以降の、校内順位情報を県のコンピュータへ登録することから合格者発表までは、現行制度と同じである。このように整理すると、新制度では現行制度と比べて1日の日程短縮が可能であるということになる。

続いて、「旧制度と現行制度の日程」と題した資料4である。左側は「旧制度」、つまり現行制度となる以前の日程で、例として平成27年度入試のものを示した。旧制度では、外国人生徒等選抜を2月中旬に実施していたので、外国人生徒等選抜で合格とならなかった場合には、矢印で示したように、全日制の一般選抜にあらためて出願するか、あるいは定時制の前期選抜に出願するかを選ぶことができた。

右側は「現行制度」の例として、今春の令和2年度入試の日程を示している。現行制度では、外国人生徒等選抜も推薦選抜と同様、一般選抜の日程に取り込んでおり、3月の月上旬にA、Bグループの入試と同時に実施している。合格者発表も一般選抜と同じ3月中旬であるので、不合格となってもすでに定時制の前期選抜は終わっており、出願できない。したがって、外国人生徒等選抜で合格できなかった場合は、一般選抜で改めて合否判定されるものの、実際には定員枠が小さい定時制の後期選抜に出願するしかない。

新しい制度では、外国人生徒等選抜を「一般選抜とは別の日程とし、早期に実施する」ことになるので、左側の旧制度に近い日程になるのではないかと推測される。そのため、外国人生徒等選抜に合格できなかった場合は、全日制の一般選抜と、定時制の前期選抜のどちらかを選んであらためて出願できるようになり、外国人生徒の進路選択の幅を広げることが可能となる。

入試日程に関する資料の説明は以上である。

座長

資料3には2校志願を維持しつつ学力検査を1回とする場合の日程的なイメージが示されている。学力検査を1回にすると、本検査と追検査が1回ずつ減るので2日短縮となるが、一方で、別の高等学校で学力検査を受けた受検生の成績を取り寄せる必要が新たに生じるため、自分の学校で採点した受検生の得点を県のコ

ンピュータへアップロードし、その後、第1志望と第2志望を合わせた受検生全員分の得点データをダウンロードする作業が加わる。現行の日程から短縮できるのは制度変更当初は1日程度であろうということであった。

資料4は外国人生徒等選抜を早期に実施することで、旧制度と同様に、外国人生徒等選抜で合格できなかった生徒は一般選抜で再び全日制に挑戦するか、定時制の前期選抜を受けるかの選択が可能となることが示されている。

これらの資料を見て、何か意見はあるか。

加藤委員

資料3の日程について、面接の結果を校内で成績に反映するのは、5日目の「受検生の得点を県のコンピュータへ登録」するときか、6日目の「成績等の処理」のときか、どちらになるのか。

高等学校教育課担当課長

面接の結果等を反映させるのは7日目の「校内順位の決定」のところである。

榊委員

合格者発表日を早めることについて意見を述べたい。具体的な日程はこれから検討し、おそらく若干早くなるであろうということであるが、大きな課題となるのは、中学校の卒業式前後の日程である。前回の改善の際にも議論の俎上に載ったと記憶している。今回の検討の対象から少し外れるかもしれないが、中学校の卒業式前後の日程は高等学校にとってさまざまな影響があるので、今後入選協等でしっかりと議論してほしい。

飯島委員

中学校の卒業式の日程についてはワーキンググループでも話題になったが、本検討会議で決められるものではない。教育委員会が関係機関と調整しながら決めていくものであると認識している。

榊委員

この場を借りて、入試日程の調整が早くできるように今後の議論をお願いする。

座長

貴重な意見であった。他に意見はあるか。

(意見なし)

座長

特に意見がないようなので、この資料を次の段階の会議に引き継ぐこととしてよいか。

(異議なし)

座長

それではそのようにする。

次に、特色選抜に関する資料の説明をお願いします。

飯島委員

それでは、資料5の「特色選抜の制度化に向けた検討項目(例)」を見てほしい。今後検討する必要があると考えられる事柄を6つの観点からまとめた。1点目は、「対象生徒をどのように設定するか」ということである。枠の中のAとBは、「このような選抜をイメージすることができる」という「例」であり、今日この場で検討する案ではない。

Aは、現行の推薦選抜において、工業科や農業科、商業科などの職業学科で行われている㊦推薦のイメージを拡大したものである。現行の㊦推薦と異なる点は、「当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し」という部分である。その高等学校・学科の特色を理解した上で、強く入学を希望する生徒を対象とすることを想定している。一方、Bは、例えばスーパーサイエンスハイスクールの指定校や、理数科、国際教養科などの特色をもった高等学校において、特定の分野に長けていて、顕著な実績を有している生徒を対象とすることを想定している。もちろん、このA、B以外にも、高等学校のもつ特色を生かして、対象とする生徒を設定できると思われる。

2点目は、「実施校・学科をどのように設定するか」ということである。特色選抜を実施するのは、一部の学校・学科なのか、それとも全ての学校・学科なのかという視点でAとBに分けた。さらに、それぞれについて推薦選抜をどのように実施するかで、A-1、A-2、B-1、B-2と整理した。

3点目は、「実施時期をどのように設定するか」ということである。ここには「一般選抜よりも早く、推薦選抜と同じ日に実施」するAと、「さらに推薦選抜よりも早く実施」するBを例として示した。

4点目の、「定員枠をどのように設定するか」についても、推薦選抜との関係において、Aの「特色選抜の定員枠は推薦選抜の定員枠の外側に設定」と、Bの「内側に設定」を想定した。いずれも推薦選抜の定員枠を現行どおりとするかどうかという観点から、A-1からB-2までさらに細かな選択肢を例示してある。

5点目の、「入学検査をどのように実施するか」については、他県で実施されている特色選抜を参考に、考えられる検査を例示してある。

6点目の、「推薦選抜との併願の可否をどうするか」について

は、併願できる、できない、という形で選択肢を示しているが、これについては推薦選抜と同時期に実施するかどうかも関係してくる。

このように、特色選抜の制度化に向けて今後検討する必要がある項目を整理し、参考として具体例を示した。

この資料の説明は以上である。

座長

資料5では、前回の会議で導入することが合意された特色選抜の制度化に向けて、今後検討していかなければならない項目が整理されている。あわせて、具体的な方向性の例も示されている。あくまで例示だが、分かりやすい資料になっていると思う。

この資料について質問や意見はあるか。

齋藤委員

高等学校としては、特に入学者選抜業務における過密な日程を緩和してほしいと要望してきた。今回、1回受検となることで少し緩和されると思うが、特色選抜が加わり、推薦選抜と両方行うことになれば、新たな負担が生じる。学校現場が混乱するおそれがあり、教員の長時間労働にもつながりかねないので、あまり複雑な制度にはしてほしい。

飯島委員

齋藤委員が心配する点は理解できる。他県での特色選抜の方法はさまざまである。愛知県はどのように行うか、制度の分かりやすさという視点からも今後議論していく必要がある。次の段階の会議でよりよい形を作してほしいと思う。

榊委員

実施時期についてであるが、一般選抜、推薦選抜そして特色選抜となると、高等学校にとっても中学校にとっても日程的に大変になる。中学校は3年生3学期の教育活動をしっかりに行いたいはずである。

また、学力検査についてであるが、学校教育法施行規則第90条第2項に「学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる」とあるが、「特別な事情」が広がらないようにしてほしい。

加えて、特色選抜を行う際にはメッセージを発信することが大切である。私立の高等学校にはそれぞれ建学の精神があるので、その特色に基づいて各高等学校が特色選抜を行うことになると思うが、160校程もある公立高等学校が全て特色を示すというのは難しいのではないか。

飯島委員

榊委員と同様の意見はワーキンググループでもあり、導入当初

から全ての公立高等学校で特色選抜を行うのは難しいのではないかという意見もあった。しかし、多様性を大切にする今の時代に合った選抜制度を考えていかなければならない。そう考えると、たとえば理数系で実績を上げている生徒に、今までとは異なる方法で受検機会を提供するようなことがあってもよい。ただし、今後の議論が必要なところである。

河合委員

5の「入学検査をどのように実施するか」という項目の中に調査書がないが、自己推薦ということで中学校長の推薦を必要としない選抜を実施するのであれば、調査書の取り扱いについては慎重に議論すべきだと思う。ワーキンググループではどのような議論があったか。

飯島委員

他県の特色選抜を調査すると、中学校長の推薦を必要としない選抜だけを行っている県もあるが、今回の検討会議では推薦選抜を廃止するという議論はなかった。つまり、今までの方法を大きく変えて、自己推薦型の特色選抜のみにするというのではないと理解している。その前提で新しい選抜を考えた際に、今までの推薦選抜に加え、特色がある学校が特色をもつ受検生とマッチングできる制度を作るという視点で検討した。

高等学校教育課担当課長

調査書について補足する。資料の項目5は、入学検査すなわち試験内容の例であり、調査書等の提出書類とはまた別のものである。特色選抜でも調査書を提出してもらい、選抜資料とすることになると考えている。

座長

受検生の多様な個性や経験を評価する方法として特色選抜を導入することが合意されている。しかし、制度化に向けてはさらなる議論が必要である。資料について、他に意見はあるか。

(意見なし)

座長

特に意見がないようなので、この資料を次の会議に引き継ぐこととする。

次に、校内順位の決定方式に関する資料の説明をお願いする。

飯島委員

「一般選抜における校内順位の決定（現行）」とある資料6を見てほしい。現行の校内順位を決定する手順を説明したものである。

「手順1」にあるように、校内順位を決定するための基礎資料

として、「評定得点」と「学力検査得点」を算出する。(1)の「評定得点」は、調査書の評定合計(9教科×5=45)を2倍したもので、90点満点である。(2)の「学力検査得点」は、国語、数学、社会、理科、英語の5教科の得点合計で、各教科22点満点なので、最高は110点となる。

次の「手順2」は、評定得点と学力検査得点による分布表の作成である。ここに示した分布表の作成例では、縦軸を学力検査得点、横軸を評定得点としている。各受検生は、評定得点と学力検査得点に応じて、該当するマス目に入ることになる。数字はそのマス目に入っている受検生の人数である。縦軸、横軸の網掛け部分には、上位から数えて何人目になるかを示す「累積人数」が入っている。受検者数を350人としているので、いちばん下といちばん右が350になっている。なお、この分布表は完全なダミーデータであるので、あくまでイメージとして見てほしい。

「手順3」は、先ほどの分布表で、縦軸の学力検査得点、横軸の評定得点それぞれの累積人数がともに「基準人数」内の範囲を「A」、それ以外の範囲を「B」としている。「基準人数」というのは、その学校の募集人員から推薦選抜等の合格者数を差し引いた、一般選抜で合格可能な人数のことである。この「基準人数」の内側のところで線を引く。この例では、「基準人数」を200人としているので、縦軸の学力検査得点では、累積人数が200人以内にある101点の181人のところで線が引かれている。また、横軸の評定得点では、累積人数が200人以内である78点の185人のところで線が引かれている。この2本の太い線の内側、つまり左上の濃い網掛けの範囲が「A」、それ以外の白い部分が「B」となる。

「手順4」は、校内順位を決定する段階である。(1)にあるように、校内順位の設定は「A」、「B」の順で行う。「総合的に行う」とあるのは、評定以外の調査書の記載内容や、面接の結果、学科によっては実技試験の成績などを含めて、校内順位設定の資料としているためである。「B」の範囲の受検生の校内順位を設定する際には、(2)にあるように、各高等学校があらかじめ選択した次の、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの方式を用いる。Ⅰの方式を選んだ高等学校は、評定得点と学力検査得点をそのまま用いるが、Ⅱを選択した高等学校は評定得点を1.5倍、Ⅲを選択した高等学校は学力検査得点を1.5倍して基礎資料を作成し、順位付けを行う。

以上が現行の校内順位の設定方法である。

次に、「一般選抜における校内順位の設定方式についての検討項目(例)」とある資料7を見てほしい。

一般選抜における校内順位の設定方式を、各高等学校・学科の

特色をより生かすことができるものとするためには、二つの観点から検討する必要があると考えた。

まず、「1」の「評定得点と学力検査得点の比率をどのように設定するか」では、現行制度ではAのように、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの三つの方式から各高等学校が選択している。これをさらに柔軟にするのであれば、Bのように、係数を1.5から別の数値へ変更することや、Cのように、1.5以外の係数も加えて選択できる方式を増やすことも考えられる。またDのように、評定得点と学力検査得点の比率を一定の範囲内で各高等学校が任意に設定できるようにすることも考えられる。右側に、全国の学力検査と調査書の比率をまとめた表があるが、この表の上から3番目のグループの、上から5番目、愛知県の3つ上にある埼玉県で「6：4～4：6の間」とあるのがそれにあたる。

左側に戻り、二つ目の観点は、「1の適用範囲をどのように設定するか」ということである。現行どおり「A」、「B」に区分した上で「B」のみに適用する、あるいは、シンプルでより分かりやすい仕組みとするために「A」、「B」の区分をなくし、受験生全体に適用する、ということも考えられる。

なお、枠の中は、あくまで例として考えたものであるもので、これら以外の考え方があるかもしれない。いずれにしても、各高等学校・学科の特色をより生かすことができる校内順位の決定方式とするためには、「1」と「2」の項目について検討する必要がある。その際には、客観的なシミュレーションに基づいて、単なる印象論を排し、冷静な議論を行うべきであると考えている。

資料の説明は以上である。

座長

資料6では、現行制度での校内順位の決定の仕組みが説明されていた。また、資料7では、校内順位の決定方式を今以上に各高等学校・学科の特色を生かすための検討項目が整理されている。

これらの資料について質問や意見はあるか。

鈴木委員

資料7についてであるが、愛知県のようにマトリックス表のようなものを使用している県は他にあるか。

高等学校教育課課長補佐

他県の入学者選抜実施要項を調べたところ、15県ほどあることが分かっている。

鈴木委員

本県においては今後もマトリックス表を使用して行うということ的前提としているか。

現にとってより望ましく、多様なニーズに対応できる制度とすること、また、時代や社会の状況に即した、より合理的な制度とすることが大切である、という考え方に拠って検討したことを記した。

前文に続いて、前回の検討会議で合意された内容を、項目番号をつけて記した。1から5までが一般選抜に関すること、6と7が特色選抜を含む推薦選抜に関すること、8が学区と群・グループ分けに関すること、9は外国人生徒等選抜、10は海外帰国生徒選抜である。11と12は今後に関する補足事項である。

それでは、1番目の項目から読み上げて、若干の補足説明を行う。

まず一般選抜に関することである。

1、一般選抜において2校に志願できることについては、現行どおりとする。2、一般選抜における学力検査については、志願者が第1志望校と第2志望校のそれぞれで受検している現行の方式を改め、1回とする。各校において校内順位を決定する際には、その学力検査の成績を資料として使用する。出題教科は、現行どおり国語、社会、数学、理科、外国語（英語）とする。3、一般選抜における面接の有無については、各高等学校の裁量とする。4、一般選抜における校内順位の決定方式については、各高等学校・学科の特色をより生かすことができるようにする。5、一般選抜の合格者発表日については、現行よりも早めるように努める。

ここまでが、一般選抜に関する部分である。

前回の検討会議において、「一般選抜における2校受検の在り方」と「一般選抜の在り方」について合意された内容を、ここにあるように整理した。学力検査を1回とすることと、2校に志願できることとの関係を示す必要があると考えて、「2」の2行目に「各校において校内順位を決定する際には、その学力検査の成績を資料として使用する」という1文を加えている。

次に、推薦選抜に関する「6」と「7」である。

6、推薦選抜については、一般選抜の日程の中で実施している現行の日程を改め、早い時期に実施する。推薦選抜の志願者には学力検査を課さないこととする。7、中学校長の推薦を必要としない、高等学校・学科の特色を生かした「特色選抜」を新たに設ける。

若干の補足をする。「推薦選抜の在り方」について前回合意された二つの内容を、このように表現した。ただし、「自己推薦などの新たな選抜を設ける」という合意内容については、「自己推薦」という考え方が本県ではなじみの薄いものであるために、理解されにくい可能性もあると考え、「中学校長の推薦を必要とし

ない」という言い方に改め、「高等学校・学科の特色を生かした『特色選抜』」という言葉を加えている。

「8」は、学区と群・グループ分けについてである。

8、普通科における学区については、現行どおり尾張・三河の2学区とする。また、群及びグループ分けについては、当面は現行どおりとし、新しい入学者選抜制度の実施後に、時宜を得て検討する。

これについても若干補足する。普通科の学区については現行どおり「尾張・三河の2学区とする」、また、群・グループ分けについては「今回の制度変更とは切り離して検討する」という前回の合意内容を、このように表現した。群・グループ分けの「今回の制度変更とは切り離して」という部分は、「当面は現行どおりとし、新しい入学者選抜制度の実施後に、時宜を得て検討する」と言い直している。

続く「9」は外国人生徒等選抜、「10」は海外帰国生徒選抜に関することである。

9、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜については、一般選抜の日程の中で実施している現行の日程を改め、早い時期に実施する。10、海外帰国生徒にかかる入学者選抜については、現行どおり一般選抜の日程の中で実施するが、実施校の拡大を検討する。

「11」と「12」は、今後の検討に関することである。

11、新しい制度の詳細については、入学者選抜方法協議会議において慎重に検討する。12、新しい制度の実施時期は令和5年度入学者選抜からとされているが、上記4及び7については、上記協議会議における検討状況等を考慮し、柔軟に取り扱うことを可能とする。

補足する。「11」では、新しい制度の詳細については、入選協で協議して決めてもらうことを示した。とりわけ、項目「4」の校内順位の決定方式と「7」の特色選抜については、今後の検討を経て初めて具体的な内容が明らかになる。先ほど検討項目を整理した資料を見てもらったが、いずれも簡単に結論が出せるものではないと考えられる。他の項目についても、実際の運用という面でクリアしなければならないハードルがあると思うので、「慎重に」という言葉を加えてある。

また、「12」では「4」の「校内順位の決定」と「7」の「特色選抜」については、入選協での検討の進捗あるいは制度の内容によっては、令和5年度入試から一気に導入することが難しいということも考えられるので、実施時期について柔軟に取り扱うことが可能となるようにした。

まとめの文案の説明は以上である。検討をお願いする。

座長

それでは、文案について質問や意見はあるか。

河合委員

「3」の一般選抜における面接についてであるが、「11」にあるように入選協で慎重に検討するとともに、「12」にあるように実施時期について柔軟に取り扱うようにお願いします。入学選抜の中で面接は必要である。個々の受検生の特色に応じた入学者選抜の推進、また、キャリア教育の重視といった観点から、これまで全県で面接が実施されてきたと理解している。面接をしないということになれば、中学生の成長や将来性を多面的に入試結果に反映することができるだろうか。そのような観点から、次年度の入選協で詳細な議論が必要である。

飯島委員

多様性を評価する入試という点では、面接を重視した推薦選抜や特色選抜という方法もある。また、ワーキンググループの議論では、面接をしたいという高等学校の意見は当然あった。一方で、受検生が多い高等学校では効果的な面接を行うことが難しいという現実もある。以上のことから、今回は学校の状況に合わせて選択できるとすることで前回合意されたと理解している。

加藤委員

「3」の面接の学校裁量化について、高等学校としては賛成である。入試業務の合理化という視点も大切である。高等学校の現場の立場として、面接の学校裁量化はよいと思う。

青木委員

平成25年の検討会議のまとめにおいて、面接では志願者の意欲を測ることができるとあった。中学校としては学ぶ意欲や個性を評価してもらうものとして面接を重要視してきた。高等学校においても、学力だけでなく、総合的な判断の資料として活用されてきた。3月のアンケート結果でも推薦選抜において志願者全員に面接を課していることについて、高等学校長の66%、中学校長の90%が適切だと回答している。面接の意義については多くの人が評価している。今回、中学生の成長や自己実現について望ましく、また、多様なニーズに対応できる入試制度の一つとして面接を各高等学校の裁量にするという方向性が出されているが、面接を裁量としていくのは難しいのではないかと。実施の有無を実際に判断する高等学校の先生方には、面接の位置づけを適切に理解していただきたい。特に、実施しない学校が受検生の評価をどのようにしていくのかも重要な点だと思う。この点は中学校や受検生、保護者にもきちんと理解されないといけないことだと思う。教育委

員会は責任をもって説明し、中学校、高等学校、保護者、子どもを交えて議論を深めないといけないと思う。今後の実施に向けて共通理解を図り、皆が合意をした上で進めていかなければならないと思うので、「11」にあるように今後の新しい制度の詳細は入選協できちんと議論していただく必要があると思う。また、ここでは実施時期を定めていない、柔軟な対応が必要となるものとして、校内順位の決定方式と特色選抜があるが、令和5年からの実施と定められているものについては、ぜひ優先して入選協で議論していくべきだと思う。

柴田委員

高等学校の入学選抜における面接の意義、あるいはそれをどのように発信していくかということについての意見であったと思う。教育委員会だけではなく、各高等学校が面接に対する考え方を適切な時期に示すべきであると考えている。

座長

「裁量」の捉え方は難しい。「裁量」を濫用しないということをつけ加える必要はあるか。

柴田委員

高等学校が「裁量」を濫用することはない。今回の「裁量」とは、高等学校の実情に応じて面接を行わない選択も可能である、という理解をしている。

飯島委員

現在全校で面接を実施している都道府県は18県、高等学校の裁量としている県は22県、面接を実施していない県は6県である。全国の状況もさまざまである。

榊委員

校内順位の決定方法についてであるが、テクニカルな視点で議論が行われたと思う。複合選抜は公立高等学校の序列化を生んでいると思う。今回の見直しでは1校志願という案もあった。1校志願や多様な選抜を行うということにすれば、序列化の是正につながるかもしれない。

また、推薦選抜についてであるが、私立高校は推薦選抜でも学力検査を行っている。推薦選抜では学力検査を行わないことにするのだから、全ての推薦基準において学力以外の物差しで選抜してほしい。

座長

貴重な意見であった。

副座長

さまざまな意見がある。特に面接の裁量化については、メリットとデメリットがあることを共有できた。面接の意義が重要であ

るということを強調するために、「面接の意義について十分考慮した上で」というような文言を追加するのはどうか。

座長 面接の意義についての文言を追加する、あるいは議事録に反映させるという方法もあると思うが、これについて意見はあるか。

中谷委員 面接は重要であるという前提を中学校側はもって生徒を指導している。その意義については共通理解のもとでやってきていると思うので、あえて「まとめ」に書くまでもない考える。

副座長 もちろん、面接の意義を共有できていなかったということではなく、確認する意味で文言に追加してはどうかと考えて提案した。議事録にこのような議論があったと残すことでもよいと思う。

座長 それでは、面接に関する「まとめ」の表現は原案どおりとし、今の議論は議事録に反映させることとしたい。

高本委員 「11」、「12」の項目が入ったことはよいと思う。
第1回検討会議で、普通科と普通科を組み合わせる受検生が減っていること、欠員が増加していることが課題として挙げられた。今回の改善がその課題の解消につながるのかということについては、自分の中で整理できていないのだが、公立高等学校の特色ある教育活動が中学生や保護者に伝わっていかないと、欠員の改善にはつながらないのではないか。特色選抜と校内順位の決定方式でそれを打ち出すことになると思うが、それだけで全ての公立高等学校が特色を示すことは難しいであろう。各高等学校の特色をどうアピールしていくかが、特色選抜の導入や校内順位の決定方式を検討する上での、今後の課題であると思う。

また、面接における「裁量」についてであるが、資料7の「1」にある「評定得点と学力検査得点の比率をどのように設定するか」という項目において、ⅡやⅢの係数を1.5から変更するという例が示されている。1.5以外の係数としてどのようなものがあるのか、また、「A」「B」の区分をなくすという議論もあってしかるべきだが、高等学校の裁量の幅が広がると中学校が混乱する心配があるので、各高等学校の選抜方法が早めに示される必要がある。また、慎重に議論し、決定したことは安易に変更しないようにしてほしい。

座長 貴重な意見であった。

中谷委員

中学生が安心して志望校にチャレンジできる制度とするまとめが得られることに感謝している。高本委員の意見では、キャリア形成の観点からの中高接続の課題が示されたと思うが、高等学校の特色を保護者や子ども、中学校に示してもらえると分かりやすいのではないかと考えている。高等学校が特色ある学校づくりを進めていくことに期待しているし、青木委員が言われたように、今後、入選協等で検討する部分では中学校、高等学校がタッグを組んで、新しい入試の制度設計について議論していく必要があると考えている。

高等学校教育課担当課長

事務局から1点確認させていただく。入選協は選抜方法についての協議が行われる場である。したがって、「まとめ」の内容のうち、今後、具体的に議論しなければ制度化できない項目が協議の対象であり、今回の「まとめ」の内容がそのまま選抜方法となりうる具体性をもっている項目については協議の対象にならないと考えている。なお、会議で決定された選抜方法を円滑に運用するための事柄については、事務局が中学校や高等学校等の意見を踏まえて定めていくことになる。また、本日頂戴した意見の内容は事務局で整理し、入選協に引き継いでいきたい。

河合委員

「まとめ」の内容については今後検討していくという話であると思うが、前回の入試制度改善の議論を振り返ると、詳細に検討していく中で、運用も含めた課題が発生することがないとは言いきれない。そのような場合は改めて検討する場を設け、今回の「まとめ」ありきという形ではなく、課題を見つけながら検討を進めていくことも必要ではないかと考えている。

高等学校教育課担当課長

今回の「まとめ」の「4」と「7」は、今後具体的に検討する必要があるが、例えば、「3」の面接の実施の有無を高等学校の裁量とすることは、これだけで選抜方法が十分に表現されているので、運用面での課題についてご意見をいただくことはあると思うが、次の入選協で改めて面接の裁量化の可否自体が議論されることはないと考えている。

柴田委員

高本委員、中谷委員の発言を受けて申し上げる。高等学校としては、特色ある教育活動の実現が求められた上での入試制度の改善であると理解した。今回の制度改善は、中学生にとって多様なニーズに対応できるものになると思う。高等学校はこれまでも多様なニーズに対応してきたが、そのことがより分かりやすく示された入試制度になる。特色選抜のように実際に幅を広げる工夫も

なされた。各高等学校は、これまでも特色づくりに努めてきたが、今後一層それが求められることになる。中学校と高等学校はそれぞれにベクトルをもっているが、入学者選抜においてはそれを一致させなければならない。

ただ、学力検査が1回となることで、1校志願者が増えるのではないかと心配している。2校志願を可能とする今回の改善の趣旨を踏まえ、できるだけ多くの受検生が2校に出願するようになってほしい。そのためにも、2校志願のメリットが受検生に十分伝わるようにしなければならない。

公立高等学校の欠員の増加は深刻な問題である。多くの高等学校が第1志望の受検者で定員が満たされることを望んでいる。欠員の増加は入試制度だけでなく、複合的な要因が背景にあると理解しているが、地域の学校教育充実のために、中学校には連携、協力をお願いする。

加藤委員

同感である。「8」の項目であるが、今回は学区、群・グループ分けは現行どおりとされたが、地域の高等学校への進学者が増えるように、今後、時宜を得て検討してほしい。

齋藤委員

公立高等学校の欠員は大きな問題の一つではあるが、その解消が必ずしも今回の制度改善の目的ではないと思う。さまざまな観点から今後も柔軟に制度改善の検討を行ってほしい。

柴田委員

「まとめ」の文言については案のとおりでよいと思う。その上で項目の「8」についてであるが、群・グループ分けの見直し次第では、受検生の選択の幅を広げるために、1回受検で3校に志願することや、1校の中の複数学科に志願することも可能となるかもしれない。群・グループ分けの検討が行われる際には、これらのことも含めて幅広く検討してほしい。また、このことについて、検討が行われる会議に引き継がれるよう配慮をお願いする。

河合委員

課題を見つけながら検討を進めていくことが大切である。

座長

意見も出尽くしたようなので、本検討会議のまとめに入りたい。原案のとおり本検討会議の「まとめ」としてよろしいか。

(異議なし)

座長

それでは原案のとおり本検討会議の「まとめ」とし、教育委員会への提言とする。

貴重な意見を数多くいただいた。今後さらに検討が必要なこと、新しい制度の実施後に検討が必要なことも残されているが、本日までの熱心な協議に感謝する。

この後は事務局でお願いします。

閉会挨拶
閉会

愛知県教育委員会教育長
高等学校教育課課長補佐